第

3950

号

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2010年)$ 平成22年 3月 4日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ⇒ 土地譲渡 1,000 万円損金算入の特例

**A**:譲渡の年が異なれば、それぞれ1,000 万円損金に算入することができます。

## 【解説】

昨年度の税制改正で、法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得した国内の土地等でその所有期間が5年超であるもの(特定の長期所有土地等)の譲渡をした場合には、その譲渡利益金額のうち年1,000万円までの金額を損金の額に算入することができる制度(1,000万円特別控除制度)が創設されました。

そして、年又は事業年度を異にする2以上の 譲渡があった場合には、次のように取り扱われ ることとなっています。

- ① 1,000万円特別控除制度の適用を受けることができる譲渡等が1事業年度中に2以上あり、かつ、これらの譲渡等が年を異にして行われたときは、各年に行われた譲渡等につきそれぞれ1,000万円を限度として損金の額に算入することができる。
- ② 対象となる譲渡等が、事業年度を異にして 行われたときは、当該事業年度において損 金の額に算入することができる金額は、 1,000 万円から当該事業年度前の各事業年 度においてこの規定により損金の額に算入 した金額の合計額を控除した金額を基礎と して計算する。







